

令和5・6年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（測量・建設コンサルタント等）

独立行政法人水資源機構

目 次

第 1	独立行政法人水資源機構の業務	1
第 2	経営理念	1
第 3	機構事務所所在地一覧	2
第 4	有資格業者名簿について	3
第 5	情報公開法の施行について	3
第 6	納税証明書	3
1.	徴収する納税証明書の様式について	3
2.	納税証明書の対象	3
3.	有効な納税証明書年月日	3
第 7	登録申請の手順	4
1.	申請書類の提出	4
2.	申請書類の提出方式	4
3.	資格認定の通知	6
4.	申請した事項の変更等の届出	6
5.	外国事業者が申請する場合の提出書類	7
6.	参加できる競争契約の範囲	8
7.	入札情報メールマガジンについて	8
第 8	申請書類の作成等について	9
1.	資格審査申請上の注意事項	9
2.	作成に当たっての基本的な注意事項	10
3.	業種区分	10
4.	提出書類	10
5.	申請書の記載方法	12
6.	業態調書について	19
7.	技術者経歴書について	20
8.	営業所一覧表について	21

第9 添付書類について	22
1. 登記事項証明書	22
2. 登録証明書等	22
3. 財務諸表	22
4. 登記事項証明書等が省略できる場合	22
5. 証明書類の写しによる代用	22

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

第1 独立行政法人水資源機構の業務

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づき、利水、治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び用水路などの水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させるものは、水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る）又は改築を実施するとともに、完成した施設の管理を実施しています。

機構事業は、水道用水、工業用水、農業用水の確保から、洪水調節、流水の正常な機能（既得水の確保や水環境の保全など）の維持と増進まで、多岐にわたっています。このため、機構の主務大臣は、役職員や財務会計などの事項については国土交通大臣、各事業についてはその目的に従って厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣となっています。

第2 経営理念

機構の経営理念は次のとおりです。

安全で良質な水を安定して安くお届けする

水資源機構は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプロ集団の持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

第3 機構事務所所在地一覧

令和4年10月1日現在

事務所名称	郵便番号	住所	電話番号	
本社	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー内	048-600-6500(代表) 048-600-6534(直通)	
総合技術センター	338-0812	埼玉県さいたま市桜区大字神田 936	048-853-1785	
利根川・荒川水系	利根導水総合事業所	361-0004	埼玉県行田市大字須加字船川 4369	048-557-1501
	思川開発建設所	322-0305	栃木県鹿沼市口栗野 839-2	0289-85-1110
	沼田総合管理所	378-0051	群馬県沼田市上原町 1682	0278-24-5711
	利根川下流総合管理所	300-0732	茨城県稲敷市上之島 3112	0299-79-3311
	荒川ダム総合管理所	369-1801	埼玉県秩父市荒川久那 4041	0494-23-1431
	千葉用水総合管理所	276-0028	千葉県八千代市村上 3139	047-483-0722
	成田用水事業所	282-0011	千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-2	0476-33-1036
	下久保ダム管理所	367-0313	埼玉県児玉郡神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746
	草木ダム管理所	376-0303	群馬県みどり市東町座間 564-6	0277-97-2131
群馬用水管理所	371-0844	群馬県前橋市古市町 386	027-251-4266	
霞ヶ浦用水管理所	300-0213	茨城県かすみがうら市牛渡 359	029-898-2212	
中部支社	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1	052-231-7541	
木曾川・豊川水系	豊川用水総合事業部	440-0801	愛知県豊橋市今橋町 8	0532-54-6501
	木曾川水系連絡導水路建設所	501-0614	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 319-1	0585-22-5216
	愛知用水総合管理所	470-0151	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25	0561-39-5460
	木曾川用水総合管理所	495-0036	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1	0587-97-3710
	岩屋ダム管理所	509-1602	岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27	0576-35-2339
	阿木川ダム管理所	509-7202	岐阜県恵那市東野字花無山 2201-79	0573-25-5295
	長良川河口堰管理所	511-1146	三重県桑名市長島町十日外面 136	0594-42-5012
	味噌川ダム管理所	399-6203	長野県木曾郡木祖村大字小木曾 2058-22	0264-36-3111
	徳山ダム管理所	501-0815	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 448	0585-52-2910
三重用水管理所	510-1233	三重県三重郡菰野町大字菰野字飛越 7961-2	059-393-2000	
関西・吉野川支社 淀川本部	540-0005	大阪府大阪市中央区上町 A-12	06-6763-5182	
淀川水系	川上ダム建設所	518-0294	三重県伊賀市阿保 2171-12	0595-52-3690
	丹生事務所	529-0426	滋賀県長浜市木之本町黒田 1234	0749-82-5560
	琵琶湖開発総合管理所	520-0243	滋賀県大津市堅田 2-1-10	077-574-0680
	木津川ダム総合管理所	518-0413	三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961
	一庫ダム管理所	666-0153	兵庫県川西市一庫字唐松 4-1	072-794-6671
日吉ダム管理所	629-0335	京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷 68	0771-72-0171	
関西・吉野川支社 吉野川本部	760-0018	香川県高松市天神前 10-1	087-835-6600	
吉野川水系	池田総合管理所	778-0040	徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1	0883-72-2050
	旧吉野川河口堰管理所	771-0144	徳島県徳島市川内町榎瀬 841	088-665-1435
	香川用水管理所	766-0004	香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2	0877-73-4221
筑後川局	830-0032	福岡県久留米市東町 42-21	0942-34-7001	
筑後川水系	筑後川上流総合管理所	838-0012	福岡県朝倉市江川 1660-67	0946-25-0113
	筑後川下流総合管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 1063-2	0942-26-4551
	福岡導水事業所	830-0002	福岡県久留米市高野 1-1-1	0942-39-4311

第4 有資格業者名簿について

機構が発注する工事等の受注を希望する者は、機構が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。

この「有資格業者名簿」は建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等の3種類があり、受注を希望する者はあらかじめ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）」を機構に提出し、審査の上、希望する工事種別等ごとに総合点数の算定を行い、等級の設定がある工事種別等については、等級を付与して登録されます。この「有資格業者名簿」の有効期限は、認定をした日から令和7年3月31日（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）までとなります。

なお、上記に係る「有資格業者名簿」は、令和5年4月以降、機構のホームページにて公表します。掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

第5 情報公開法の施行

国及び独立行政法人においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月以降は、行政機関が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、当機構においては、前述のとおり、有資格業者名簿における会社代表者の氏名等について「公にすることが予定されている情報」として取り扱っています。

第6 納税証明書

機構では、令和5・6年度（建設工事、測量・建設コンサルタント等）及び令和3・4・5・6年度（物品製造等）を有効とする競争参加資格審査にあつては、添付資料として「納税証明書」の写しを徴取しております。

申請時に「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

1. 徴取する納税証明書の様式について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- (2) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- (3) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

なお、申請する方が個人にあつては、上記(1)（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(2)（1通）を、法人にあつては、上記(1)（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(3)（1通）を添付してください。

2. 納税証明書の対象

- | | | |
|-------|---------|---------------------------|
| 個人の場合 | | <u>申告所得税並びに消費税及び地方消費税</u> |
| 法人の場合 | | <u>法人税並びに消費税及び地方消費税</u> |

3. 有効な納税証明書年月日

申請書類の提出に際して、証明年月日が申請書類の提出日以前3ヶ月以内の「納税証明書」の写しを添付してください。

第7 登録申請の手順

1. 申請書類の提出

登録を希望する者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定時受付を行います。その後、新たに事業を開始した者等で機構が発注する測量・建設コンサルタント等業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

ただし、随時受付に対する資格認定は、個別発注案件の開札までに間に合わない場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 申請書類の提出方式

(1) インターネット方式（定時受付のみ）

インターネット方式については、「申請書作成の手引き等」をご確認ください。

※以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 郵送方式（定時受付（インターネット方式では対応していないもの）及び随時受付）

機構では、郵送方式による受付を次のとおり実施します。

※持参方式による受付は行いません。

1) 郵送方式による受付期間

① 定時受付

定時受付については、郵送方式による受付は行いません。ただし、インターネット方式では対応していない申請（会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合）を除く。その場合、期間は下記のとおり。

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで

※令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）までの消印があるものを、定時受付として取り扱います。

※料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、令和5年1月13日（金）までに2)の送付先に到着したものを定時受付として取り扱います。

② 随時受付

消印が令和5年1月14日（土）以降のものは、随時受付として取り扱います。

2) 送付先

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課 あて

上記の送付先以外に申請書類を郵送された場合は受付できません。この場合、申請書類を転送又は返送することはありません。（破棄させていただきます。）

なお、必要となる申請書類を一式（「受付受理・不受理」通知用の葉書（必要となる切手を貼ったもの）を含む。）を封入し、封筒の表・左下に「令和5・6資格審査申請書在中」と朱書きし、書留郵便にて上記送付先へ1部郵送してください。

3) 「受付受理・不受理」通知用の葉書

申請にあたっては、「受付受理・不受理」通知用の葉書が必要となります。

葉書の表側に申請者の郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったうえで申請書類と共に2)の送付先に郵送してください。

郵便はがき

切手

-

○
○
○
測
量

株
式
会
社

御
中

○
○
県
○
○
市
○
○
町
○
○
○
○
○
○
○

【測量・建設コンサルタント等】

競争参加資格申請受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、確かに受理しましたので通知します。
なお、受付番号は下記の番号となります。

受付番号 _____

資格認定の通知は機構HP掲載の有資格業者索引名簿を以って通知となりますのでHPをご覧ください。

競争参加資格申請不受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、申請書類に不備、誤記があったため、受理できませでした。

整理番号 _____

不受理事由

- 一般競争参加資格審査申請書（様式1）（不足・不備）
- 営業所一覧表（不足・不備）
- 技術者経歴書（不足・不備）
- 登記事項証明書の写し（不足・不備）
- 登録等の証明書の写し（不足・不備）
- 財務諸表（不足・不備）
- 業態調書（不足・不備）
- 納税証明書その3等（不足・不備）
- 二重申請
- ()

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2
独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課
電話 048-600-6534（直通）

4) 受理等の確認方法

郵送された申請書類の記載内容等に誤記や不備等がない場合には、機構から上記3)の「受付受理・不受理」通知用の葉書に「**受付受理**」の内容を記載して送付します。また、申請書類に誤記や不備等があった場合には、機構から「受付受理・不受理」通知用の葉書に「**受付不受理**」の内容を記載して送付します。この場合、郵送された申請書類は機構において破棄します。また、確認作業の都合により郵送には1ヶ月程度の時間を要しますので予めご了承ください。

※ 申請書類については、申請者において必ず写しを保管してください。

(3) 随時受付について

定時受付の期間以降は随時受付となります。この場合の申請書類の提出方法は、郵送方式により(2)2)の送付先へ郵送してください。また、随時受付の場合の競争参加資格の認定は、令和5年4月21日以降（詳細は、別途当機構ホームページで公表）の予定となります。令和5年4月1日付けの認定を希望される方は、「インターネット方式」により申請してください（インターネット方式では対応していないもの除く）。

(4) その他

- 1) 提出された申請書類については、一切修正することはできません。ただし、代表者の変更等6ページ「4. 申請した事項の変更等の届出」に掲げる事項について変更等があった場合を除きます。
- 2) 機構では、支社・局・事務所単位の登録は行っていません。
- 3) 定時受付に当たっては、「インターネット方式」により申請してください（インターネット方式

では対応していない申請を除く)。

- 4) 有資格業者としての認定の取り下げについては、何ら申請者の方の自由ですが、有効期間内に認定を取り下げた場合は、その有効期間内は、再度、申請書類を提出することは認められません。
ただし、合併、譲渡、会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定による場合を除きます。

3. 資格認定の通知

定時受付の場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付後、令和5年3月末までに、機構において競争参加資格の審査を行い、令和5年4月1日から令和7年3月31日を資格の有効期間とする有資格業者として認定します。これらの手続きを経たうえで認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）。

随時受付の場合も、定時受付と同様の手続きを経て認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）。この場合の有効期間は、機構ホームページへ掲載された日（認定日）から令和7年3月31日までとなります。

なお、掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

4. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の郵送後もしくは認定を受けた後、次の場合に該当したときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により変更等の届出をしてください。なお、届出先及び届出方法については、2(2)2)の送付先へ郵送してください。(※持参による受付は行いません。)

(1) 申請者又は競争参加資格があると認定された者が次に該当した場合

- 1) 死亡したとき
- 2) 法人が合併により消滅したとき
- 3) 法人が破産により解散したとき
- 4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- 5) 廃業したとき

(2) 競争参加資格があると認定された者が、次の事項を変更したとき

- 1) 住所（郵便番号含む。）、電話番号及びFAX番号
- 2) 商号又は名称（変更後の商号又は名称にはフリガナを付してください。）
- 3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- 4) 営業所の所在地、電話番号（FAX番号を含む。）、及び営業所の新設又は廃止
- 5) 許可又は登録等の状況（希望業種の追加や認定取下げがある場合で、定期更新は除く。）

※ 1)から5)までの事項に変更が生じた場合において、機構に届け出ないときは、競争参加資格の認定を取り消すことがあります。

(3) 変更の届出事項に係る添付書類

- 1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
・登記事項証明書の写し
- 2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
・住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本又は抄本の写し
- 3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
・許可・登録等の証明書の写し

上記 1) から 3) 以外の変更の届出事項に係る添付書類は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書の写しについては、変更届を提出する日から3ヶ月前までのものを有効とします。

※ 受理票を希望する方は、封書（切手を貼り付けた返送先記入の封筒）と「変更届」のコピーを同封してください。

変更届様式

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事(測量等)物品製造等)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

行政審判士等が代理人として申請する場合には必要事項を記載してください。

申請代理人	申請代理人郵便番号
	申請代理人住所
	申請代理人氏名
	申請代理人電話番号
	申請代理人FAX番号

業 者 番 号 第 号
住 所 〒
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記 載 要 領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約件名を記載してください。

※ 変更届は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式であっても受け付けません。

※ 変更届は、ワープロソフトで作成したものであっても受け付けます。

※ 変更届の様式は、独立行政法人水資源機構のホームページからダウンロードできます。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506yoryo-yoshiki.html>

5. 外国事業者が申請する場合の提出書類

- (1) 申請者の住所については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載して下さい。

(2) 提出する申請書類については、日本語で作成してください。

(3) 申請書類の金額については、基準日における出納官吏事務規程出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

6. 参加できる競争契約の範囲

有資格業者として認定された場合に参加できる競争契約の範囲は、測量・建設コンサルタント等に係る契約のうち登録された業種区分に係るものとなります。

7. 入札情報メールマガジンについて

当機構では、一般競争入札における入札公告に係る情報を、有資格業者名簿に登録されている方で、かつ配信登録を希望する事業者の皆様に対して、メールによりお知らせする方式を導入しています。

詳細は当機構ホームページに掲載しておりますので、是非、ご利用下さい。（費用は無料）

入札情報メールマガジン https://www.kk-liaison.co.jp/mailmg_wtr/c_index.php

第8 申請書類の作成等について

1. 資格審査申請上の注意事項

(1) 申請書類を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、申請書類を提出できません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 機構が発注した業務の請負契約において過去2年以内に次の①から⑦までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - ⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- 3) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- 7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 提出に当たっての注意事項

- 1) 申請書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、又は重要な事実について記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがあります。
- 2) 文字は、**楷書で明瞭**に書いてください。ゴム印を利用できる箇所はゴム印を使用しても差し支えありません。**（鉛筆書きは不可）**
- 3) 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の決定を受けた者は、更生・再生手続開始決定の日を審査基準日とした経営事項審査結果をもって、ヒアリング等の一連の手続きを受けた後、資格審査を受けることが可能となります。

2. 作成に当たっての基本的な注意事項

提出書類の作成に当たっては、各様式に定めがあるものを除き、申請書類を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）を審査基準日とし、この審査基準日の状況で記載してください。なお、「1. (1)申請書類を提出できない方」に該当する場合は、申請書類を提出できません。

3. 業種区分

機構が発注する業種区分は、次の表のとおりとなります。

業 種 区 分	業 務 内 容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）
土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、上水道及び工業用水道、農業土木、建設環境、その他
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定

機構では、上記業種区分のうち、「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」及び「補償関係コンサルタント業務」について、申請者の得意とする細別業務を把握し、発注等に際して参考に資することとしています。なお、詳細については、19ページ「6. 業態調書について」を参照してください。

※ 「業態調書（様式4）」における細別業務のうち、下記の業務について希望される方は、それぞれ、測量法第55条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、申請に際して次の証明書等が必要となります。

業 種 区 分	細 別 業 務	必 要 な 証 明 書
測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書
	航 空 測 量	
	地 図 の 調 整	
補償関係コンサルタント業務	不 動 産 鑑 定	不動産鑑定業者であることを証する書面

※ 建築関係コンサルタント業務を希望される方は、建築士法23条による登録が必要であり、建築士事務所登録証明書が必要となります。

業 種 区 分	細 別 業 務	必 要 な 証 明 書
建設関係コンサルタント業務	建 築 一 般	建築士事務所登録証明書

※ 上記登録証明書等については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとして、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものとしております。

4. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
（様式1-1、様式1-2、様式1-3）
- (2) 技術者経歴書（様式2）

- (3) 営業所一覧表（様式3）
- (4) 納税証明書の写し
- (5) 業態調書（様式4）
- (6) 登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合）
- (7) 財務諸表（1年分）
- (8) 登録証明書等
 - ・営業に関し法律上登録を必要とする測量業者、建築士事務所及び不動産鑑定業者については、登録証明書の写し。
 - ・建設コンサルタント、補償コンサルタント（不動産鑑定業者以外）及び地質調査業者については、登録業者のみ登録証明書の写し。
- (9) 「受付受理・不受理」通知用葉書(表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったもの)

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 「測量」を希望し、測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があること、又は、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」若しくは「補償関係コンサルタント業務」を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「(2)技術者経歴書」、「(6)登記事項証明書の写し」、「(7)財務諸表（1年分）」及び「(8)登録証明書等」の書類の提出を省略することができます。ただし、提出する各書類の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、各書類の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書（様式2）を提出してください。

※ 上記書類(4)の納税証明書の写しについては3ページ「第6 納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(9)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（5ページ参照）

5. 申請書の記載方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）

様式1-1

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 申請者の規模	05 適格組合証明	平成・令和	年	月	日
	2: 更新					第	号		

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和5・6年度において、貴機構で行われる測量・建設コンサルタント等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

06	本社(店)郵便番号		-		07	法人番号	
08	フリガナ						
	本社(店)住所						
09	フリガナ						
	商号又は名称						
10	役職		11	フリガナ			
	フリガナ			担当者氏名			
	代表者氏名		13	担当者電話番号			
12	本社(店)電話番号				(内線番号)		
14	本社(店)FAX番号		15	メールアドレス			
16	電子入札用ICカードの登録番号						
(17 代理申請時使用欄)							
17	申請代理人	申請代理人郵便番号		申請代理人住所		申請代理人電話番号	
		申請代理人氏名				申請代理人FAX番号	

18 登録を受けている事業									
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日	年 月 日

19	設立年月日(和暦)	20	みなし大企業
	明治 大正 昭和 平成 令和		<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
	年 月 日		・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

- 「01 新規・更新」の欄は、機構に初めて申請する方は新規の文字に、過去に機構から競争参加資格の認定を受けたことがある方は更新の文字に「○」印を付してください。
- 「※02 受付番号」、「※03 業者コード」及び「※04 申請者の規模」の各欄は、記載する必要はありません。
- 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書を取得されている場合は、取得年月日及び番号を記載してください。
- 「06 本社(店)郵便番号」欄は、本社(店)所在地の郵便番号を記載してください。
- フリガナの欄はカタカナで記載してください。また、都道府県名及び株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載しないでください。
- 「07 法人番号」欄は、法人番号の指定をうけた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を入力してください。
- 「08 本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載し、ビル名等は、記載しないでください。

(例) サイタマシチュウオウクシントシン
 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2

(8) 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いてください。(該当がない場合は略号の記載は不要です。)

株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	個人	合同 会社	有限責任 事業組合
(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(個)	(合)	(責)
公益財団 法人	公益社団 法人	一般財団 法人	一般社団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人				
(公財)	(公社)	(一財)	(一社)	(特財)	(特社)				

(例) ミズシゲン
 (株) 水資源

(9) 「10 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員
 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任者 ・管財人 ・会長 ・その他

(10) 「10 代表者氏名」欄及び「11 担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字分空けてください。

なお、「11 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請書の内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)の氏名を記載してください。

(例) ミズシゲン タロウ
 水資源 太郎

(11) 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)及び「14 本社(店)FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。

※ 固定電話番号を記載してください。(携帯電話は不可)

(例) 048-600-6500

(12) 「15 メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、当方からの業務上の連絡に対応でき得る(方の)メールアドレスを記載してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、空欄としてください。

(例) mizushigen@tarou.ne.jp

※ 「大文字」、「小文字」、「-」、「_」、「.」等は明確に記載してください。

(13) 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理人として申請する場合に必要な事項を記載してください。

(14) 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

なお、記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

- 1) 測量業者 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。
- 2) 建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。
- 3) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 4) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 5) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 6) 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
- 7) 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。
- 8) 司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
- 9) 計量証明事業者 計量法（平成 4 年法律第 51 条）第 107 条による登録を受けている場合。

(15) 「19 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載し、該当の和暦に「○」を付してください。（個人については、記載を要しません。）

(16) 「20 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にチェックを入れてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）

様式1-2 ※受付番号 ※業者コード

21 測量等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局										
	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合 計
測 量																
建築関係建設コンサルタント業務																
土木関係建設コンサルタント業務																
地質調査業務																
補償関係コンサルタント業務																
そ の 他																
合 計																

22 有資格者数(人)

一級建築士	二級建築士	建築設備資格者	建築積算資格者	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士
一級電気工事施工管理技士	第一級総合無線通信士	第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士	第二級陸上無線技術士	第一種電気主任技術者	第二種電気主任技術者	土地改良業務管理者	補償業務管理士				
技 術 士												
建設部門	農業部門	森林部門	上下水道部門	電気電子部門	機械部門	応用理学部門	環境部門	情報工学部門				
R		C		C		M						
建設部門	農業部門	林業部門	水道部門	電気電子部門	機械部門	応用理学部門	水産部門					

(17) 「21 測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。

- 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「①競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち**希望する業種**について、その業種区分ごとに実績高を記載してください。希望する業種によっては、証明書等が必要となります（10ページをご覧ください）。
- 「③直前1年度分決算」とは、**審査基準日**において確定した**決算**を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。
- 各々の金額については、消費税を含まない額とします。また、希望する業種以外の業種等の実績高は「その他」の欄に記載し、**実績がない業種を希望する場合には「0」**を記載してください。

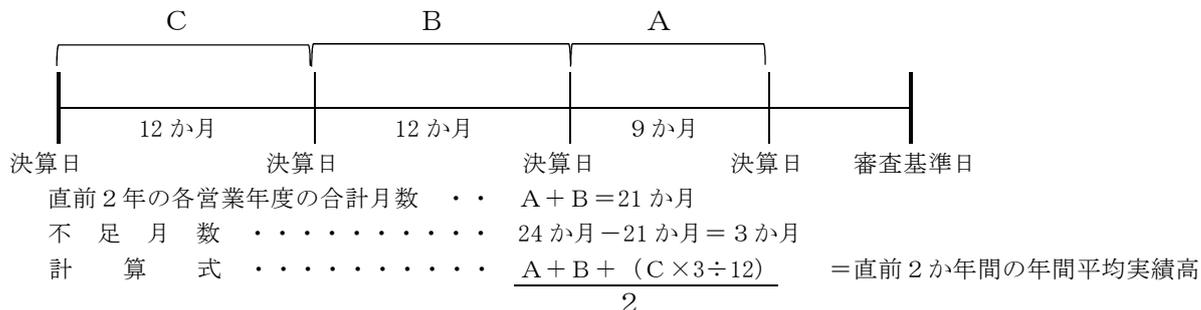
(例) 直前2か年間の年間平均実績高

「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」及び「地質調査業務」を希望する場合
 「測量」 22,500千円
 「土木関係建設コンサルタント業務」 112,500千円
 「地質調査業務」 実績なし

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局										
	年 月から 年 月まで (千円)	21年 4月から 22年 3月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	22年 4月から 23年 3月まで (千円)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合 計
測 量		15,000			30,000											
建築関係建設コンサルタント業務																
土木関係建設コンサルタント業務		105,000			120,000	112,500										
地質調査業務		0			0	0										
補償関係コンサルタント業務																
そ の 他																
合 計		120,000	0	150,000	135,000											

5) 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合。



(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合。

計算式 各営業年度の実績高の合計 ÷ 2 = 直前2か年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合。 移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

(18) 「22 有資格者数(人)」欄については、次の有資格者一覧表に従い、審査基準日における該当職員の人数を記載してください。なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、それぞれの資格の該当する欄に記載し、また、同種の資格で、「1級、2級」、「士、士補」の資格を有している場合には、上位の資格のみを記載してください。

有 資 格 者 一 覧 表

名 称	参 考
測量士 測量士補	測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受けた者。
一級建築士 二級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受け同法に定めるところにより登録を受けた者。
建築設備資格者	建築士法施行規則による建築設備資格者である者。
建築積算資格者	(社)日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者。
一級土木施工管理技士 二級土木施工管理技士	国土交通大臣が建設業法(昭和24年法律第100号)により行う6種目の検定のうち、土木施工管理に係る技士。
一級電気工事施工管理技士	国土交通大臣が建設業法(昭和24年法律第100号)により行う6種目の検定のうち、電気施工管理に係る技士。
環境計量士	計量法(平成4年法律第51号)により計量士の登録を受けた者。
不動産鑑定士 不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)により不動産鑑定士等の登録を受けた者。
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第288号)により調査士の登録を受けた者。
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)により司法書士の登録を受けた者。
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)により技術士の登録を受けた者。
第1級総合無線通信士 第2級総合無線通信士	電波法(昭和25年法律第131号)により第1級又は第2級総合無線通信士の免許証の交付を受けている者。
第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士	電波法(昭和25年法律第131号)により第1級又は第2級陸上無線技術士の免許証の交付を受けている者。
第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者	電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種又は第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者。
土地改良業務管理者	(社)土地改良測量設計技術協会の付与する土地改良業務管理者の資格を有し、登録を受けた者。
補償業務管理士	(社)日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けた者。
RCCM	(社)建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けた者。

注) R C C Mの部門については、次により記載してください。

申請書の部門名	R C C Mの部門
建設部門	以下に掲げる以外の部門
農業部門	農業土木
林業部門	森林土木
水道部門	上水道及び工業用水、下水道
電気電子部門	電気電子
機械部門	機械
応用理学部門	地質
水産部門	水産土木

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-3）

様式 1-3

※受付番号 ※業者コード

建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門																	補償コンサルタント業務										
建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
河川、 港湾及 船舶及 び海洋	電力土 木	道路	鉄道	上水道 及び工 業用水 道	下水道	農業土 木	森林土 木	水産土 木	造園	都市計 画及び 地方計 画	地質	土質及 び基礎	鋼構造 及びコ ンクリ ート	トンネル	施工計 画、施 工設備 及び検 査	建設理 論	機械	電気電 子	土地調 査	土地評 価	物件	機械工 作物	営業補 償・特 殊補償	事業損 失	補償開 達	総合補 償部門	

24	区 分	直 前 決 算 時 (千円)
自己 資本 額	① 株主資本 (うち外国資本)	()
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 計(P)	

25 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)			
26 貸借対照表	① 流動資産(千円)(m)			
	② 流動負債(千円)(n)			
	③ 固定資産(千円)(Q)			
	④ 総資本額(千円)(R)			

28 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)
	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100 %)	[国名:] (外資比率: %)

29 営業年数等	① 創業年月日	年 月 日
	② 休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	(年)

30 常勤職員の数(人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役員等	(注)⑤は④の内数

(19) 「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄は、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、対応する番号に「○」印を付してください。また、記載された登録部門を確認できる書類（現況報告書等の写し）を添付してください。

(20) 「24 自己資本額」の各欄については、次により記載してください。

- 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）を、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。
また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載してください。
- 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載してください。
- 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合には、その額を記載してください。

- 4) 個人にあつては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。
- (21) 「25 損益計算書」、「26 貸借対照表」及び「27 経営比率」の各欄は、記載する必要はありません。
- (22) 「28 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (23) 「29 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間を記載してください。
※1年未満の端数は、これを切り捨て
- (24) 「30 常勤職員の数（人）」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、審査基準日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。
なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。「22 有資格者数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載してください。

6. 業態調書について

機構では、競争参加資格希望業種区分のうち「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」を希望された方について、各々の業務について希望する細別業務を把握することとしています。また、この調査は発注に際して参考とされますので、記載に当たっては十分に注意してください。なお、「建築関係建設コンサルタント業務」のみを希望される方については業態調書（様式4）の提出は必要ありません。

業態調書（様式4）

様式 4

業 態 調 書

記入要領 表-1~4：一般競争（指名競争）参加資格申請書「21」の①で「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」を競争参加資格希望業種としている者は、各々の希望する細別業務の記入欄に「1」を記入すること。なお、この調書は発注等に際して参考とされますので、記載に当たっては十分に注意して下さい。
表-5：表-3に記入した業者は、各部門の選択科目別技術士数を記入して下さい。

表-1 測 量

細 別 業 務	記入
【1】測量一般	
【2】航空測量	
【3】地図の調整	

表-2 地質調査業務

細 別 業 務	記入
【4】ボーリング調査(岩盤)	
【5】ボーリング調査(土質)	
【6】サウンディング及び原位置試験 (岩盤せん断試験等を除く)	
【7】物理探査及び物理検層	
【8】水理・水文観測及び地下水調査	
【9】室内試験等	

表-3 土木関係建設コンサルタント業務

細 別 業 務	記入
河川・水資源	
【10】水理・水文解析(付随調査含む)	
【11】水質調査・解析	
【12】河川計画	
【13】河川構造造物設計	
【14】河川管理施設維持管理計画	
【15】地すべり解析・対策工設計	
ダム	
【16】ダム基礎地質解析	
【17】原石山等地質解析・設計	
【18】ダム計画	
【19】ダム本体及び付帯設備設計	
【20】ダム施工計画	
【21】ダム施設維持管理計画	
【22】道路計画・設計	
橋 梁	
【23】鋼橋上部工・下部工設計	
【24】コンクリート橋上部工・下部工設計	

表-4 補償関係コンサルタント業務

細 別 業 務	記入
【47】土地調査	
【48】土地評価	
物件調査等	
【49】建築物	
【50】一般工作物	
【51】立竹木	
【52】通損	
【53】機械工作物	
【54】営業補償調査等	
特殊補償調査等	
【55】漁業補償	
【56】鉱業権補償	
【57】発電所補償	
事業損失調査等	
【58】地盤変動に伴う建物等損傷	
【59】水枯渇	
【60】日陰	
【61】電波障害	
補償関連調査等	
【62】意向調査・生活再建調査	
【63】事業認定申請図書作成	
【64】不動産鑑定	

表-5 建設部門等の技術士数

部門	選択科目	技術士数
建設部門	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	都市及び地方計画	
	河川、砂防及び海岸・海洋	
電気電子部門	道路	
	トンネル	
農業土木部門	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	発送変配電	
	電気応用	
応用理学部門	電子応用	
	情報通信	
機械	電気設備	
	農業土木	
	農村環境	
	地質	

※ 業態調書（様式4）の「表-1 測量」及び「表-4 補償関係コンサルタント業務 【64】不動産鑑定」を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、次の証明書等が必要となります。なお、証明書等については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものまで有効として取り扱うこととしています。

業 種 区 分	細 別 業 務	必 要 な 証 明 書
測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書
	航 空 測 量	
	地 図 の 調 整	
補償関係コンサルタント業務	不 動 産 鑑 定	不動産鑑定業者であることを証する書面

※ 業態調書（様式4）「表-5 建設部門等の技術士数」については、「表-3 土木関係建設コンサルタント業務」に記載した方は、該当する部門の選択科目ごとに該当する人数を記載してください。
※ 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

第9 添付書類について

1. 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面をいいます。

2. 登録証明書等

「18 登録を受けている事業」（14ページ）で掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書等をいいます。

3. 財務諸表

提出する財務諸表は、申請する日の直前の営業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

4. 登記事項証明書等が省略できる場合

測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）又は、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条もしくは補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた各書類の副本の写しを提出した者であって競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、技術者経歴書（様式2）、登記事項証明書、財務諸表及び登録証明書等の提出を省略することができます。

5. 証明書類の写しによる代用

提出書類のうち官公署が行った証明書類については、複写機等により複写したもので、A4判であり、かつ鮮明であるものに限り写しによって差し支えありません。